

JAよこすか葉山の

相続定期貯金

お取り扱い期間：令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

スーパー定期1年もの
店頭表示
利率

+0.05%



受け継がれる
大切な資産と笑顔のために

預入期間：1年

預入金額

100万円以上 3000万円以下

※相続手続きにより取得した額が限度となります。

【ご利用いただける方】

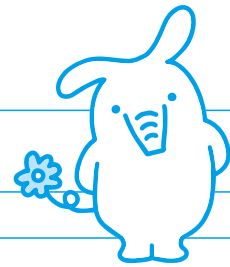
●取扱期間に相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人のお客さま

※他金融機関で相続手続きをされた資金でも可

※ご利用の際は「相続人であること」「相続手続き完了時期」「相続による取得金額」のわかる書類を提示いただく場合がございます。

※期間中、金利情勢等により上乗せ金利を見直しさせていただく場合がございます。

【商品の概要】



©よりぞう

商品名(愛称)	● JA 相続定期貯金 《自動継続スーパー定期貯金(単利型)または自動継続大口定期貯金で組入れます》
取扱期間	● 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)
ご利用いただける方	● 相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人
期間	● 1年の定型方式 ● 自動継続(元金継続または元利金継続)扱いになります。
預入方法	(1)預入方法 ● 一括預入 (2)預入金額 ● 100万円以上3,000万円以内 (3)預入単位 ● 1円単位 (4)預入条件 ● 相続により取得した資金でお預け入れすることを条件とします。※期間内に他金融機関で相続手続を行った資金も対象。 ● 相続手続完了後2年以内の資金に限ります。 (5)預入時確認書類 ● ご利用の際はお届け印・本人確認書類の他に、他金融機関相続手続をされた場合は「相続人であること」「相続手続の完了時期」「相続により取得した金額」が分かる下記①から③のいずれかの書類の提示を受けることとします。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続依頼書の写し ③「遺言書」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」
払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利 ● 預入時における期間1年スーパー定期貯金(単利型)または大口定期貯金の店頭表示金利に0.05%を上乗せした金利を初回満期日まで適用します。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。 ● 自動継続後は、スーパー定期貯金(単利型)または大口定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 (2)利払頻度 ● 満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法 ● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4)税 ● 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情報の入手方法 ● 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	——
付加できる特約事項	● 総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ● マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 なお、大口定期貯金はマル優の取扱いはできません。 ● 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満 …… 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
貯金保険制度(公的制度)	● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク対策室(電話:046-838-5027)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
その他参考となる事項	● 継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ● 本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。



詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

武山支店 TEL.856-2111 くりはま支店 TEL.835-0555 葉山支店 TEL.875-0111

長井支店 TEL.856-1039 衣笠支店 TEL.852-0428

北下浦支店 TEL.848-0611 大楠支店 TEL.856-8724